

第1回検討委員会の審議事項 について

令和6年5月22日(水)

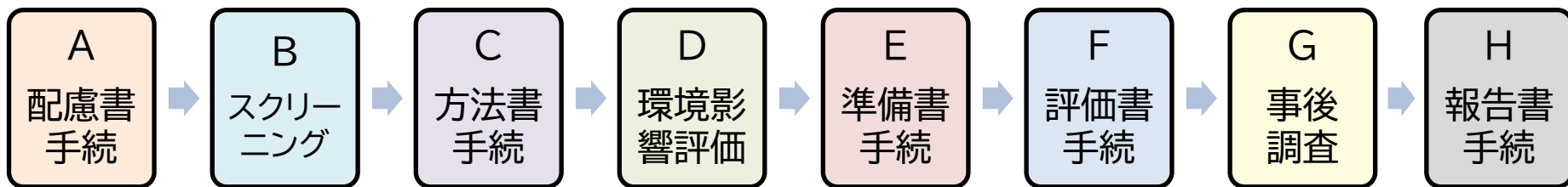
熊本市環境政策課

- 1 スクリーニングの判定基準の概要
- 2 指定地域で規模要件を厳しくする事業
- 3 複合事業の要件及び一体性の考え方

1 スクリーニングの判定基準の概要

(1) スクリーニングについて

スクリーニングとは、環境影響評価手続のうち、事業特性や地域特性、事業実施による環境への影響を考慮し、環境影響評価を行うかどうかを判定するもの。

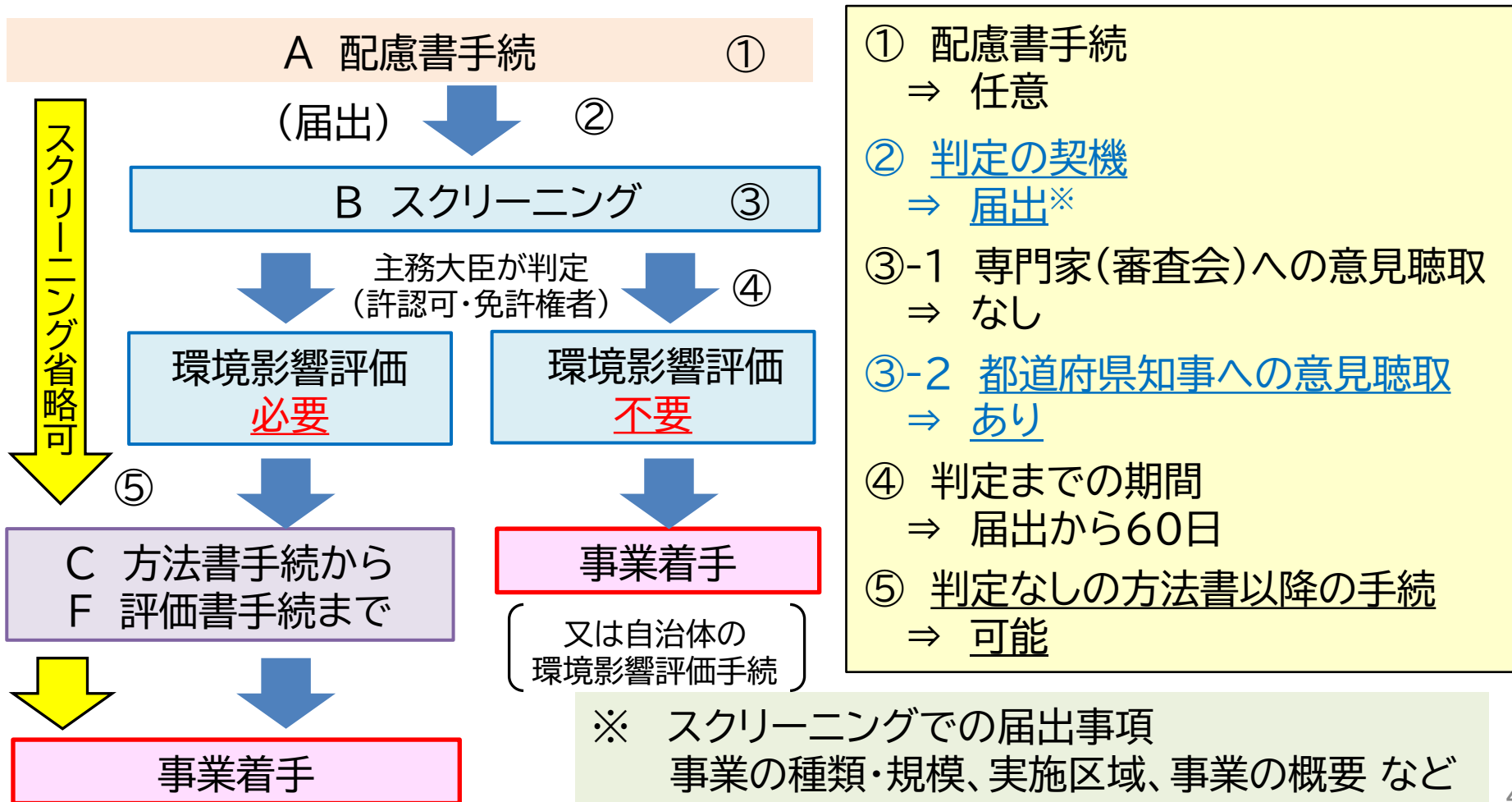


手続方法	手続内容	他自治体の状況	県の状況
A 配慮書手続	重大な環境影響を回避・低減するため、事業計画の早期段階(事業の位置や規模などの検討段階)において、簡易的に調査、予測、評価を行う手続	42/68自治体で規定 14/19政令市で規定	○ (規定)
B スクリーニング	事業特性や地域特性、事業実施による環境への影響を考慮し、環境影響評価を行うかどうかを判定する手続(事業者の任意による手続)。	21/68自治体で規定 5/19政令市で規定	× (規定予定)
C 方法書手続	「配慮書手続」で決定した事業計画の環境影響評価を適切に行うために、どのような項目について、どのような方法で調査、予測、評価を行うかを定める手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
D 環境影響評価	「方法書手続」で決定した項目や方法に基づいて、調査、予測、評価を実施し、環境保全対策を検討しながら、環境影響を総合的に評価するもの	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
E 準備書手続	「環境影響評価」で実施した調査、予測、評価の結果や環境保全対策を検討した結果を取りまとめる手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
F 評価書手続	「準備書手続」で取りまとめた結果に対する意見を踏まえ、必要に応じて見直した上で、最終的に環境影響評価の結果を取りまとめる手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
G 事後調査	予測の不確実性が大きい環境保全対策や実績が少ない環境保全対策を実施する場合に、工事中や供用開始後に環境影響を把握するために調査を行うもの	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
H 報告書手続	「事後調査」を実施した結果やこの調査により判明した環境影響に対する環境保全対策について工事終了後に取りまとめる手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)

1 スクリーニングの判定基準の概要

(2) 国のスクリーニングの流れ

国のスクリーニングでは、事業者から提出された届出をもとに、都道府県知事の意見を聞きながら、事業特性や地域特性などを踏まえ、環境影響評価が必要かどうか判定する。事業者は、判定を受けずに、方法書以降の手続を行うこともできる。

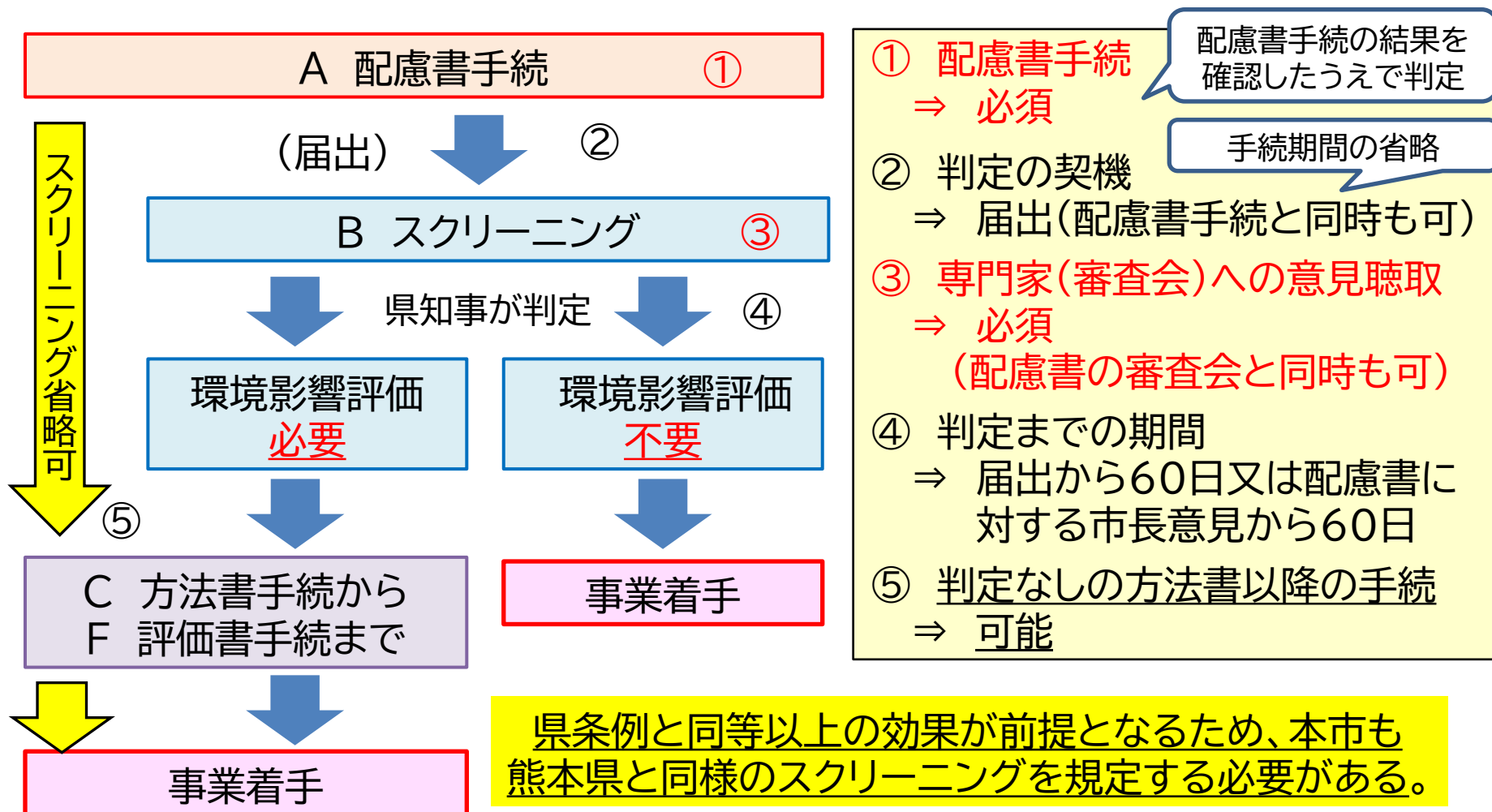


1 スクリーニングの判定基準の概要

(3) 熊本県のスクリーニングの流れ

令和6年度以降に導入予定

熊本県のスクリーニングでは、大きな流れは国と同様であるが、判定にあたっては、配慮書手続や専門家の意見聴取が必須とする予定。



1 スクリーニングの判定基準の概要

(4) 国のスクリーニングの判定基準

環境影響評価法に基づく基本的事項
(平成9年12月環境庁告示第87号)

国のスクリーニングでは、次の「事業特性」、「地域特性」に該当し、「環境への影響」が著しいものとなる場合に、**環境影響評価が必要**と判定する。

① 事業特性（個別の事業の内容に基づく判定基準）

- ア 一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合
(大気汚染物質が多く発生する燃料を使う火力発電所など)
- イ 他の関連事業により総体として環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合
(他の道路と一体的に建設され、全体で大きな環境影響が予想される道路など)

② 地域特性（環境の状況その他の事情に基づく判定基準）

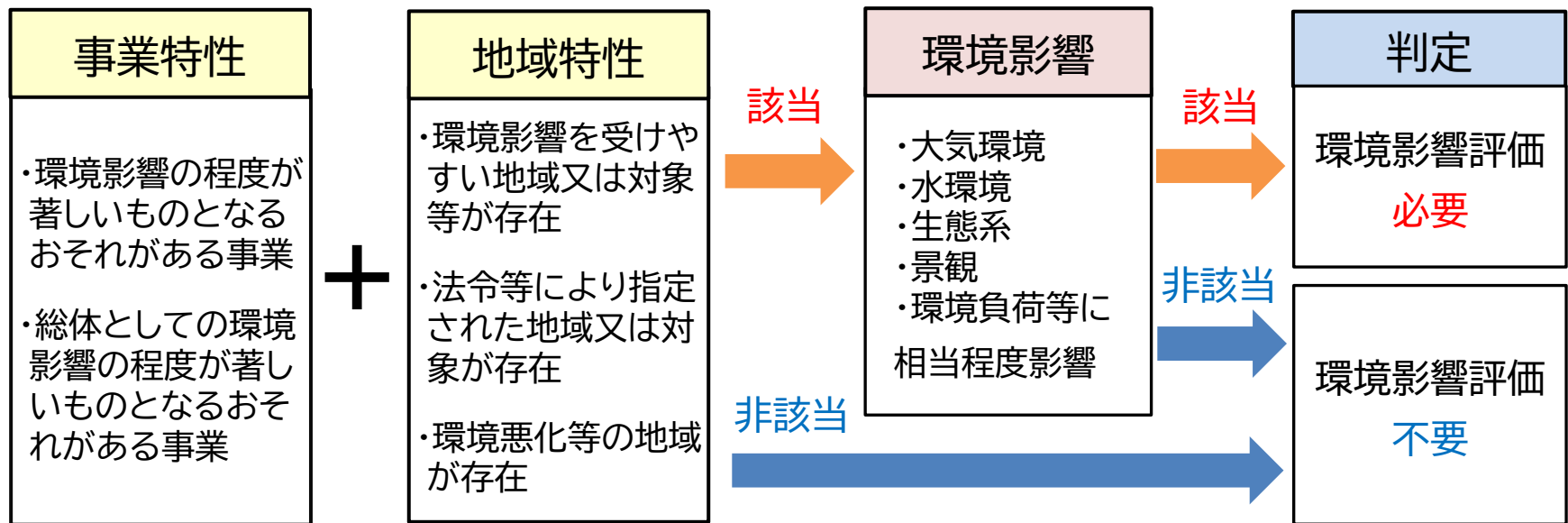
- ア 環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する場合
(閉鎖性の高い水域、学校・病院・住居が集合している地域、水道原水の取水地点など)
- イ 環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合
(国立公園、自然公園、鳥獣保護区、指定された名勝又は天然記念物など)
- ウ 既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合
(大気汚染物質が環境基準を超えている地域を通る道路など)

1 スクリーニングの判定基準の概要

(5) 国の一般的な判定の流れ

都道府県知事の意見を聴き免許等を行う者(主務大臣等)が判定

具体的には、以下のフロー図のように「事業特性」や「地域特性」、事業実施による「環境への影響」を考慮し、環境影響評価の要否を判定する。



<環境影響評価を行う必要がある事業の例>

- ・ 事業の内容による基準(大気汚染物質が多く発生する燃料を使う火力発電所など)
- ・ 地域の状況による基準(大気汚染物質が環境基準を超えている地域を通る道路など)

1 スクリーニングの判定基準の概要

(6) 熊本県のスクリーニングの判定基準の考え方(予定)

課題

現行の熊本県の環境影響評価条例では、例えば、建替え等の事業で、技術の向上により現状より環境負荷が低減する場合でも全ての手続を行う必要がある。

- スクリーニングを導入することで、環境影響が小さくなる事業については、環境影響評価手続の簡略化も可能となる。
- ただし、環境影響が大きい事業の見逃しを防ぐ必要があり、「判定基準」の運用を厳しく規定する必要がある。

実質的に、**建替え等環境負荷の増加がないことが明らかな事業**に限定して**環境影響評価が不要**と判定する。

不要と判断する例(想定)

- 保全地域でないことを前提として
- 風力発電機の建替え事業
(**同規模の大きさ**の発電機に建替え)
 - 一般廃棄物焼却施設の建替え事業
(**同規模の大きさ**の施設に建替え)

必要と判断する例(想定)

- 風力発電機の建替え事業
(既存発電機**より大きな**発電機に建替え)
- 一般廃棄物焼却施設の建替え事業
(周囲の宅地化により既存施設の建設時と比較して**環境配慮が必要な施設が極端に増加**)

1 スクリーニングの判定基準の概要

原則、建替等事業
が対象

(7) 熊本県のスクリーニングの判定基準(予定)

<基本的な事項及び考え方>

(県独自)

① 以下に該当する場合に環境影響評価不要と判断する。

① 事業特性

- 事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するもの
(例:同規模の廃棄物焼却施設の建替事業など)

② 地域特性 (国と同様)

② ただし、以下のいずれかに該当する場合は、環境影響評価必要と判断する。

- 環境影響を受けやすい地域又は施設が存在し、かつ、当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの
- 環境保全を目的とした法令等により指定された地域等が存在し、かつ、環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの
- 環境基準等を超過する地域等が存在し、かつ、環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの

①に該当し、かつ、②のいずれにも該当しない場合に、環境影響評価不要と判断

1 スクリーニングの判定基準の概要

(8) 本市のスクリーニングの判定基準の考え方

本市では、市域を「一般地域」と「指定地域」に区別するため、それぞれの地域に応じたスクリーニングの判定基準の考え方を整理する必要がある。

熊本県と同等以上の環境保全効果が必要

一般地域

- 熊本県と同様の規模要件を設定している地域であり、本市も環境影響が大きい事業の見逃しを防ぐため、「判定基準」の運用を厳しく規定する必要がある。

実質的に、**建替え等環境負荷の増加がないことが明らかな事業**に限定して**環境影響評価が不要**と判定する。

指定地域

規模要件強化+スクリーニング

- 一般地域よりも規模要件を厳しく設定し、環境影響に応じて手続の要否を判断することとしている地域であり、**建替え等事業に限定しない「判定基準」**を規定する必要がある。

一般的な事業よりも環境影響の程度が著しいものとならない事業を対象に**環境影響評価が不要**と判定する。

<考え方のまとめ>

- ① 一般地域の判定基準 ⇒ **事業特性(原則、建替等事業が対象)** + 地域特性
- ② 指定地域の判定基準 ⇒ **事業特性(建替等事業以外も対象)** + 地域特性

1 スクリーニングの判定基準の概要

(9) 本市のスクリーニングの判定基準(案)

県の判定基準に加え
指定地域の判定基準
を追加

① 以下に該当する場合に環境影響評価不要と判断する。

- 一般地域においては、事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するもの
① 事業特性(指定地域のみが対象) (国と同様)
- 指定地域においては、一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないもの
(例:環境に及ぼす影響が大きい技術、工法等を実施しないもの、技術、工法等の実施事例が多く、環境影響に関する知見が十分であるものなど)

② ただし、以下のいずれかに該当する場合は、環境影響評価必要と判断する。

- 環境影響を受けやすい地域又は施設が存在し、かつ、当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの
- 環境保全を目的とした法令等により指定された地域等が存在し、かつ、環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの
- 環境基準等を超過する地域等が存在し、かつ、環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの

★ スクリーニングの判定基準の詳細については、今後、国や他自治体の事例を参考に取りまとめ、「(仮称)熊本市環境影響評価技術指針」に反映する。

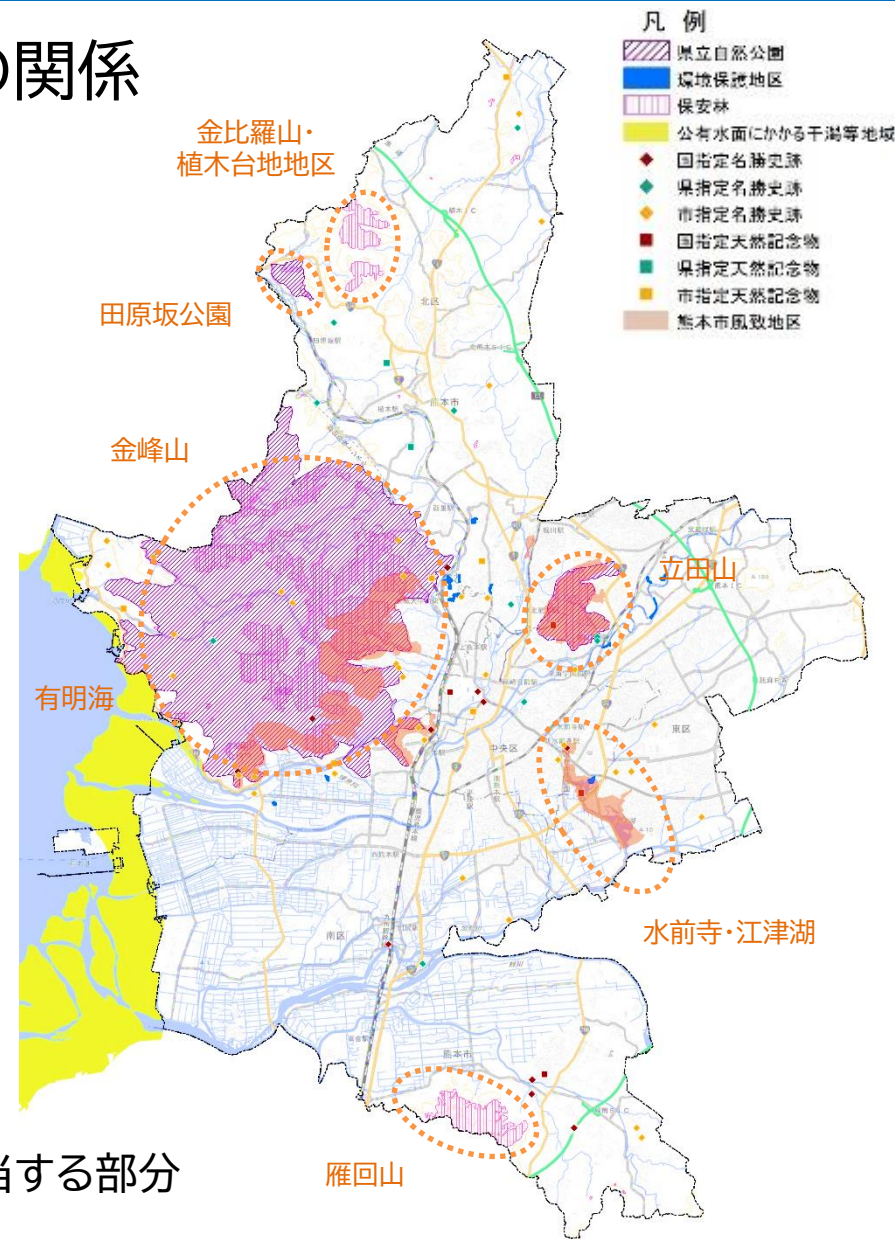
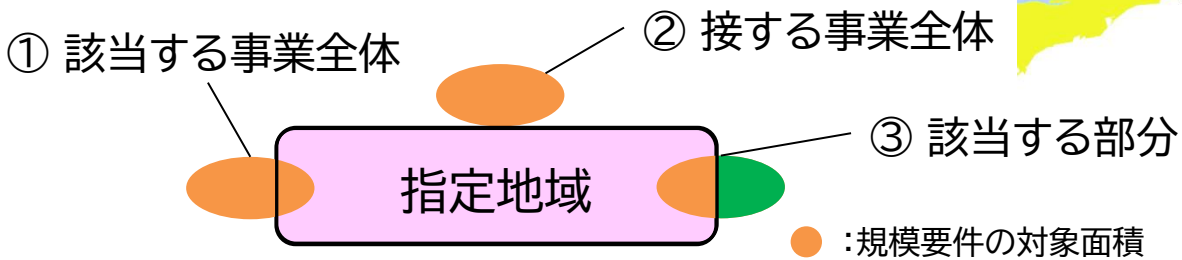
2 指定地域で規模要件を厳しくする事業

(1) 本市の指定地域と対象事業の関係

- 「指定地域」は、自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産の観点から特に保全すべき重要な地域を選定。
- 指定地域の規模要件は、原則、一般地域の50%規模としているが、

- ① 指定地域に該当する事業全体の面積
- ② 指定地域に接する事業全体の面積
- ③ 指定地域に該当する部分の事業の面積

のいずれを対象とするか整理が必要。



<熊本市のゾーニング図>

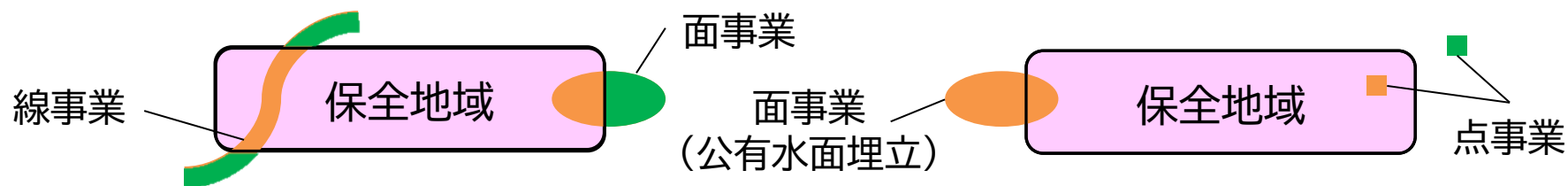
2 指定地域で規模要件を厳しくする事業

(2) 熊本県の保全地域の規模要件の考え方

● : 規模要件の対象面積

熊本県の保全地域の規模要件の考え方は次のとおりとしている。

- 線事業の一部の事業は、保全地域(森林地域)に該当する部分の長さ^③の合計で判断。
- 面事業は、原則、保全地域(地下水保全地域)に該当する部分の面積^③の合計で判断。
公有水面埋立のみ保全地域(干潟等地域)に該当する事業全体^①の面積で判断。
- 点事業の一部の事業は、保全地域(地下水保全地域)に該当する事業^①で判断。



事業の種類	対象事業の例	規模要件の考え方
線事業	国道、県道、市町村道 [km]	森林地域に該当する部分の長さの合計
	鉄道・軌道 [km]	—
面事業	土地区画整理事業 等 [ha]	地下水保全地域に該当する面積の合計
	公有水面埋立 [ha]	干潟等地域に該当する事業全体の面積
点事業	工場・事業場 [kl/時]	地下水保全地域に該当する事業
	廃棄物焼却施設 等 [t/時 等]	—

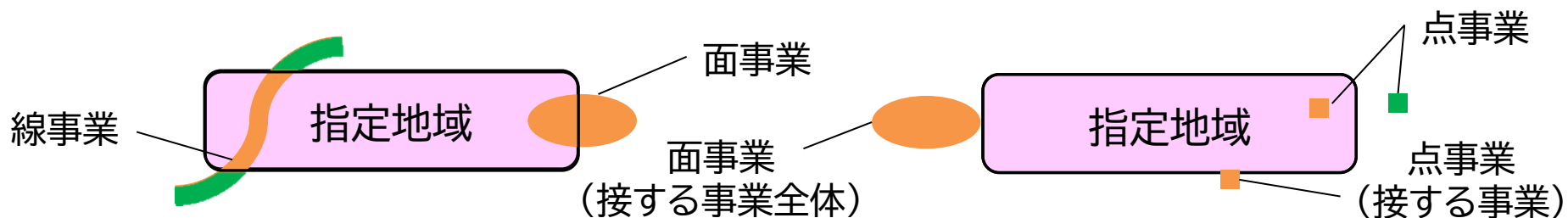
2 指定地域で規模要件を厳しくする事業

(3) 本市の指定地域の規模要件の考え方(案)

● : 規模要件の対象面積

本市の指定地域の規模要件は以下のとおりとする。

- 環境影響を考慮する場合には、周辺環境を含めた一体的な保全が重要となる。
- そのため、原則、指定地域に該当する事業に加え、指定地域に接する事業についても環境配慮を求める。
- ただし、線事業(国道、県道、市町村道、鉄道・軌道)は、事業の特性上、事業の位置の選択性が小さく、事業の一部のみが指定地域に該当する場合や接する場合が容易に想定されるため、熊本県と同様に指定地域内の「長さの合計」で判断する。



事業の種類	規模要件の考え方
線事業	・指定地域に <u>該当する部分の長さの合計</u> ※ <u>熊本県と同様の整理</u>
面事業	・指定地域に <u>該当する事業全体の面積</u> ・指定地域に <u>接する事業全体の面積</u>
点事業	・指定地域に <u>該当する事業</u> ・指定地域に <u>接する事業</u>

3 複合事業の要件及び一体性の考え方

(1) 複合事業について

各自治体では、密接に関連する2つ以上の面事業(面的に実施される開発等の事業)が一体的に実施されることにより、環境に著しい影響を及ぼす場合があるため、これらの一体的に実施される事業を「複合事業」として取り扱い、環境影響評価を求めている。

<国・熊本県等の環境影響評価制度対象事業の種類一覧>

対象事業の種類	道路 国道その他の道路	河川 ダム堰放水路等	鉄道等	飛行場	発電所	電気工作物	廃棄物処分場	廃棄物処理施設	埋立て、干拓	土地区画整理事業(法)	新住宅市街地開発事業(法)	工業団地造成事業	新都市基盤整備事業(法)	流通業務団地造成事業(法)	宅地の造成の事業	住宅団地造成事業	農用地造成事業	畜産施設	レクリエーション施設	都計第2種工作物	土石採取	鉱物採掘	発生土砂処分場等	下水終末処理場	浄水配水施設用地	大規模建築物(高層建築物)	工場事業場	ガス供給・熱供給	試験研究団地	学校用地	墓地・墓園	公園	複合事業	
国	●	●	●	●	●	-	●	-	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	▲	▲	●	▲	-	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	-
●:対象事業 ▲:対象事業(他の対象事業に含まれるもの)																																		
19 政令指定 都市	19	13	19	16	17	6	19	19	16	18	9	17	7	18	4	14	6	2	15	7	15	3	6	19	4	15	19	8	5	4	8	12	12	
47 都道府県	47	46	44	42	45	9	47	43	40	44	24	44	20	42	22	38	19	16	40	10	40	16	6	33	4	12	46	26	5	5	10	12	29	

3 複合事業の要件及び一体性の考え方

(2) 一体的に実施される可能性がある事業

本市の環境影響評価の対象事業となる事業のうち、面事業は次の表のとおり。

	事業の種類	事業の規模要件	
		第1種事業(一般地域)	第2種事業(指定地域)
1	太陽電池発電所	面積20ha以上	面積10ha以上
2	土地区画整理事業	面積25ha以上	面積12.5ha以上
3	新住宅市街地開発事業		
4	工業団地の造成事業		
5	新都市基盤整備事業		
6	流通業務団地の造成事業		
7	住宅団地の造成事業		
8	農用地の造成事業	面積100ha以上	面積50ha以上
9	スポーツ又はレクリエーション施設	面積25ha以上	面積12.5ha以上
10	ゴルフ場	面積20ha以上	面積10ha以上
11	岩石、土、砂利の採取	面積30ha以上	面積15ha以上
12	その他の造成事業	面積25ha以上	面積12.5ha以上

本市では「1 太陽電池発電所」から「12 その他の造成事業」のうち、いずれか2種類以上の事業を一体的に実施する事業を「複合事業」とする。

3 複合事業の要件及び一体性の考え方

(3) 本市の複合事業の要件(案)

- 個別の開発行為が規模要件に満たない事業であっても2つ以上の事業が一体的に実施されることにより、総体として環境に著しい影響を及ぼすおそれがある。

複合事業の要件(案)

構成するそれぞれの事業の規模をそれぞれが単独で実施された場合に適用される規模要件で除した数値の和が1以上となる場合。

【具体例】

(a) 太陽電池発電所：4ha

(b) 工業団地の造成事業：20ha
を実施する計24haの複合事業

$$\Rightarrow (a) 4/20 = 0.2$$

$$(b) 20/25 = 0.8$$

$$(a) + (b) = 1.0$$

1以上となるため、アセス対象

	事業の種類	事業の規模要件	
		第1種事業(一般地域)	第2種事業(指定地域)
1	太陽電池発電所	面積20ha以上	面積10ha以上
2	土地区画整理事業	面積25ha以上	面積12.5ha以上
3	新住宅市街地開発事業		
4	工業団地の造成事業		
5	新都市基盤整備事業		
6	流通業務団地の造成事業		
7	住宅団地の造成事業		
8	農用地の造成事業	面積100ha以上	面積50ha以上
9	スポーツ又はレクリエーション施設	面積25ha以上	面積12.5ha以上
10	ゴルフ場	面積20ha以上	面積10ha以上
11	岩石、土、砂利の採取	面積30ha以上	面積15ha以上
12	その他の造成事業	面積25ha以上	面積12.5ha以上

3 複合事業の要件及び一体性の考え方

(4) 複合事業の一体性の考え方

自治体によって、複数の規模要件未達の事業(切り分け事業等)のような「アセス逃れ」の事業に対しても、適切に環境影響評価を求めることができるように、複合事業の「近接性」、「実施時期」、「実施主体」の観点から一体性の考え方を厳密に規定している。

	複合事業の要件	具体的な内容	採用自治体
1	事業の近接性	事業を実施する区域が近接し、又は隣接していること。	さいたま市、千葉市、相模原市
2	事業の実施時期	事業の着手予定日から2年以内(又は5年以内)※に他の事業の着手が計画されていること。	さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、堺市
3	事業の実施主体	事業者が同一又は会社法の親会社と子会社の関係であること。	千葉市、相模原市

※ さいたま市、川崎市、堺市は2年以内、千葉市、相模原市は5年以内

本市も「アセス逃れ」等を防止するため、複合事業の要件として、事業の「近接性」、「実施時期」、「実施主体」を設定する。

3 複合事業の要件及び一体性の考え方

(5) 本市の複合事業の一体性の考え方(案)

- 「近接性」、「実施主体」は、各自治体で概ね同様であるため、本市も同様に設定する。
- 「実施時期」は、アセス逃れ防止の効果を踏まえ、事業の着手予定日から「5年以内」に他の事業の着手が計画されていることを要件とする。
- ただし、この場合でも、事業者への負担を考慮し、環境影響評価を行う必要があると認める場合※に手続を求めるものとする。

※ 専門家への意見聴取等を想定

事業の実施時期		メリット・デメリット		採用自治体
1	年数を定めない	メリット	・年数によらず一体性の判断ができる。	・札幌市 ・仙台市 など
		デメリット	・実施時期の判断が不明確である。	
2	2年とした場合	メリット	・実施時期の判断が明確である。	・川崎市 ・さいたま市 ・堺市
		デメリット	・アセス逃れ防止の効果が小さい。 (工事着手をずらすおそれがある。)	
3	5年とした場合	メリット	・実施時期の判断が明確である。 ・アセス逃れ防止の効果が大きい。	・千葉市 ・相模原市
		デメリット	・事業者への負担が大きい。 (対象事業の拡大や手続の増大など)	

環境影響評価手続は、一般的に工事着工までに3年半から4年間程度要する。

3 複合事業の要件及び一体性の考え方

(5) 本市の複合事業の一体性の考え方(案)

本市の「複合事業」の一体性の考え方(事業の近接性、事業の実施時期、事業の実施主体)は、次の表のとおりとする。

<本市の複合事業の一体性の考え方>

	複合事業の要件	具体的な内容
1	事業の近接性	・事業を実施する区域が近接し、又は隣接していること。
2	事業の実施時期	・事業の着手予定日から5年以内に他の事業の着手が計画されていること。 ・環境影響評価を行う必要があると認めること*。 〔 ※ スクリーニングと同様に、専門家の意見聴取等をしながら、環境影響の程度を考慮し、環境影響評価手続の要否を判断する。 〕
3	事業の実施主体	・事業者が同一又は会社法の親会社と子会社の関係であること。